国立大学法人東京農工大学理事及び副学長に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （理事の職務） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　理事は、主として教育担当、学術・研究担当、広報・国際担当及び総務・財務担当とし、その他の職務は学長が指定する。	本則 （理事の職務） 第３条　（略） ２・３　（略） ４　理事は、主として教育担当、学術・研究担当、渉外担当及び総務・財務担当とし、その他の職務は学長が指定する。	

附　則（令和元年５月１日教規程第１号）

この規程は、令和元年５月１日から施行する。